

事 務 連 絡
令和 3 年(2021年) 7 月 9 日

各（総合）振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局農村設計課活性化担当課長

水田貯留機能強化計画に係る留意事項等について

多面的機能支払交付金実施要領第 2 の 6 の（1）に規定される水田貯留機能強化計画の留意事項等を整理しましたので、貴局管内の市町村へ周知してください。

記

- 1 水田貯留機能強化計画の留意事項及び記載例
- 2 流域治水プロジェクト等に田んぼダムが位置づけされている地域の取扱いについて
- 3 水田貯留機能強化計画策定等に係る作業フロー
- 4 その他（参考資料）

〔 連絡先 多面的機能支払係
担当者 松井（内線 27-862） 〕

1 水田貯留機能強化計画の留意事項及び記載例

北海道知事 様

○○市町村長

○○市町村における水田貯留機能強化計画の〔策定/変更〕について (協議)

このことについて、○○市町村における水田貯留機能強化計画を〔策定/変更〕したいので、多面的機能支払交付金実施要領第2の6の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議します。

記

1 水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図 (別添)

市町村として水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動(田んぼダム)を推進する対象区域を別添図面に整理する。

2 水田貯留機能強化計画の基本的な考え方

ア. 水田貯留機能の強化の推進に関する基本的考え方

【記載例】
・ 活動組織へ田んぼダムに係る啓発活動を実施し、水田貯留機能の強化の推進を図る。

水田貯留機能の強化を推進するための市町村の取組方針について記載する。

イ. 水田貯留機能強化計画の制定における基本的考え方

【記載例】
・ ○○川、○○幹線水路への流出抑制による被害軽減
・ ○○川流域(当市より下流も含む)への流出抑制による被害軽減

水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動により被害の軽減が期待できる河川、水路について記載する。

3 備考 (必要に応じて記載)

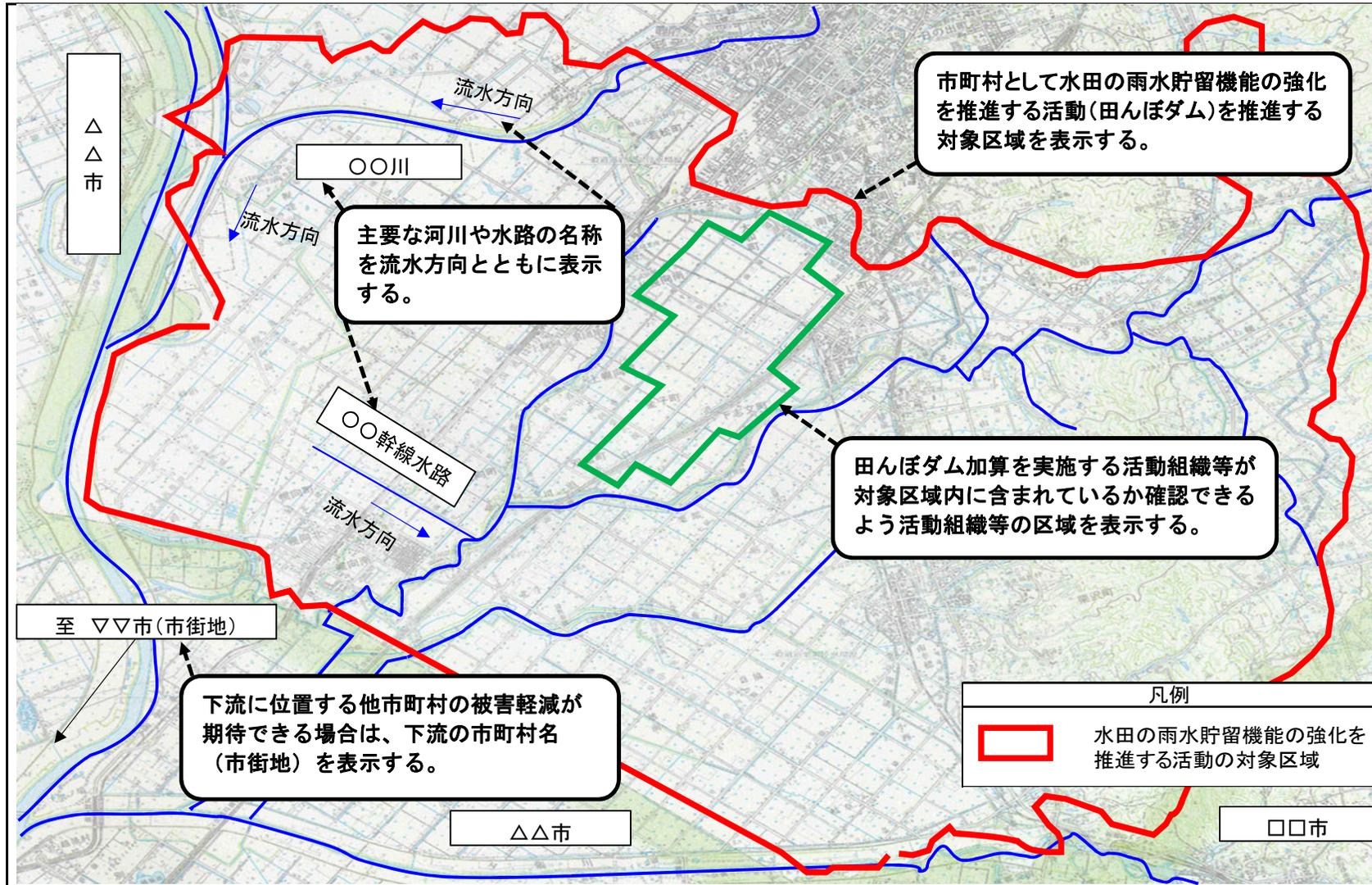
近年に大雨による被災履歴がある場合はその概要を簡潔に記載する。

(別添)

水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図

市町村名称：

〇〇市



注1) 流域治水プロジェクト等の北海道の認定を受けた計画に田んぼダムが位置付けられている地域は、本様式の代わりに当該計画を添付することが出来るものとする。

2 流域治水プロジェクト等に田んぼダムが位置づけされている地域の取扱いについて

流域治水プロジェクト等に田んぼダムが位置づけされている地域の取扱い

- ① 水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図
- ② 水田貯留機能の強化の推進に関する基本的考え方
- ③ 水田貯留機能強化計画の制定における基本的考え方

が示されている場合は、当該計画の提出をもって、水田貯留機能強化計画が策定されたものとみなすことができるとされています。

- この場合、市町村長は多面的機能支払交付金実施要領第2の6の(1)の協議に代えて、当該流域治水プロジェクト等の計画書の写しを知事（(総合)振興局長）へ提出してください。
- なお、報告書の様式については、別添「流域治水プロジェクト等の計画書（写し）の提出について」のとおりとし、水田貯留機能強化計画に記載される事項が当該計画書に示されている箇所を記載してください。
- 振興局は、市町村から提出された報告書及び計画書の写しを農村設計課に提出してください。（水田貯留機能強化計画に記載される事項が示されているか確認をお願いします。）

番 号
(年号) ○年○月○日

北 海 道 知 事 様

○○市町村長

流域治水プロジェクト等の計画書（写し）の提出について

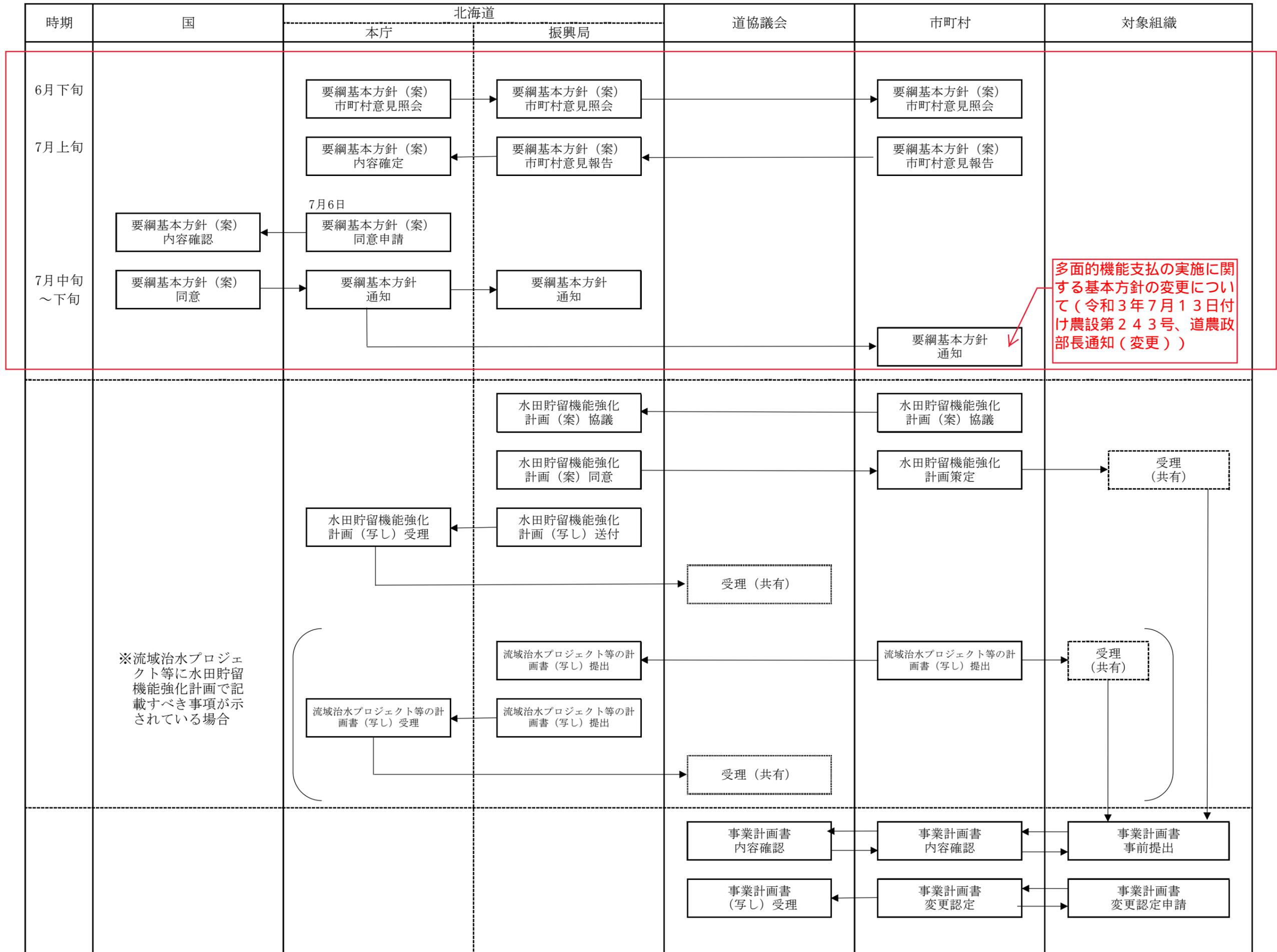
当市（町村）の対象組織において、資源向上活動における水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を実施する場合に策定する水田貯留機能強化計画について、（国又は道）が策定した（流域治水プロジェクト等の計画名を記載）に水田貯留機能強化計画に記載する事項が次のとおり示されておりますので、多面的機能支払交付金実施要領第2の6の（1）の協議に代えて、当該計画書（写し）を提出します。

○ 水田貯留機能強化計画に記載する事項が示されている箇所

記載事項	流域治水プロジェクト等の記載箇所
① 水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図	記載例) ○○流域治水プロジェクト ○ページ○行目
② 水田貯留機能の強化の推進に関する基本的考え方	
③ 水田貯留機能強化計画の制定における本格的考え方	

3 水田貯留機能強化計画策定等に係る作業フロー

水田貯留機能強化計画策定等に係る作業フロー



4 その他（参考資料）

- ・ 土地改良長期計画のチラシ（田んぼダム関係）

地域の皆様の取組が目標に加わりました!

農業の持続的発展と多様な人が住み続けられる農村の実現を目指し、必要な取組を集中的に実施していきます。(令和3年3月23日閣議決定 土地改良長期計画)



目標①：活動組織の広域連携

○ 近隣の集落と連携し、活動組織の運営を持続可能に



水路の草刈り



広域体制の下での農道の舗装



広域の農業者、住民などの参加により、持続的な活動を

※メリット

- ・ 事務手続き作業の負担が軽減
- ・ 人手不足の小さな集落も活動が継続できる

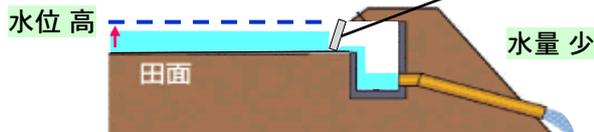
目標②：「田んぼダム」の推進

○ 「田んぼダム」で洪水を軽減

◆田んぼダム(調整板取り付けの例)



写真左：特定非営利活動法人みさと田園空間クリエイターズ



田んぼダム
実施

田んぼダム
未実施



水田に一時的に雨水を貯めて、河川の水量を減らします

田んぼダムなどが目標になった土地改良長期計画が
わかりやすい動画になりました!

動画はこちら→



お問い合わせ 農林水産省 農村振興局 整備部 設計課計画調整室 担当：高橋、甲賀

TEL 代表 03-3502-8111 (内線5514) / 03-6744-2201 FAX 03-5511-8251